

山口市の部活動地域移行の決定事項

前回協議会における御意見や協議結果を踏まえ、新たに決定した本市の方向性で、「資料4 山口市地域クラブ運営ガイドライン（案）」に反映している内容です。

(1)地域クラブの活動日数について

- ・週3日(平日2日、休日1日)の活動を原則とする。
- ・定期試験前後には一定の活動休止期間を設ける。また、学校行事当日や前後において、参加者の実情に配慮して活動を実施する。学校の長期休業中も学期中の活動日に準じて行う。
- ・なお、活動日数は週当たり3日(平日2日・休日1日)を原則としながらも、定期試験期間等の活動休止期間を別の週に振り替えて活動することについて可能とする。振替活動を実施するかは各クラブの判断に委ねる柔軟性を持たせた運用とする。

(2)文化部の移行の方向性について

- ・文化部のクラブ設置については、現在の学校部活動を一律に地域クラブへ設置するのでなく、生徒・保護者へのアンケート結果や現在の活動内容及び活動状況等を総合的に勘案し、各学校での活動が様々なことから、各中学校及び所属部員の意向を確認し、個別に判断を行っていくものとする。

(3)地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援について

- ・地域クラブ内に設置する一部競技においては、中学校体育連盟主催の大会へ出場するにあたり、競技部細則によって指導者資格の保有条件が定められている競技があり、本条件を満たさない場合は大会への参加ができなくなることから、これに該当する資格の新規取得に係る経費を支援する。

1)補助対象者	本市の指導者バンクへ登録し、地域クラブ活動に指導者または指導補助者として協力できる者。
2)対象取得資格	中体連主催大会における地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則に示されたもののうち、市が地域クラブ内に設置した競技に係るもの。 ※上記に該当しない公認資格は対象としない。
3)補助対象経費	(2)の資格を取得するために係る受講料・受験料、資料代及び資格登録料。 ※旅費及び宿泊費、更新に係る経費は対象としない。
4)補助率	10分の10